

～新成人の皆さんへ～ 「20歳になったら国民年金」

将来の大きな支えになります

- 国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。
- 国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

老後のためだけのものではありません

- 国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
- 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。
- 遺族年金は加入者が死亡した場合その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」

学生の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

ひらた中央病院



小原 大治 医師

新年あけましておめでとうございます。

今回は認知症について説明します。認知症は、脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。認知症にはいくつかの種類があります。アルツハイマー型認知症は、認知症の中で最も多く、脳神経が変性して脳の一部が萎縮していく過程でおきる認知症です。症状はもの忘れで発症することが多く、ゆっくりと進行します。次いで多いのが脳梗塞や脳出血などの脳血管障害による血管性認知症です。障害された脳の部位によって症状が異なるため、一部の認知機能は保たれている「ただら認知症」が特徴です。症状はゆっくり進行することもあれば、階段状に急速に進む場合もあります。また、血管性認知症にアルツハイマー型認知症が合併している患者さんも多くみられます。その他に、現実には見えないものが見える幻視や、手足が震えたり歩幅が小刻みになって転びやすくなる症状（パーキンソン症状）があらわれるレビー小体型認知症、スムーズに言葉が出てこない・言い間違いが多い、感情の抑制がきかなくなる、社会のルールを守れなくなるといった症状があらわれる前頭側頭型認知症といったものがあります。

認知症のように普段の生活に支障をきたすほどではありませんが、記憶などの能力が低下し、正常とも認知症ともいえない状態のことを「軽度認知障害」と言います。この約半数は5年以内に認知症に移行するといわれています。すべてが認知症になるわけではありませんが、この段階から運動などの予防的活動を開始することで、認知症の進行を遅らせることが期待されています。認知症ではなさそうだと思っても、以前よりもの忘れが増えている、もの忘れの程度がほかの同年齢の人に比べてやや強いと感じたら、念のために受診することが早期発見・早期対応につながります。

問い合わせ：ひらた中央病院 ☎ 55-3333

新型コロナウイルス追加(3回目)接種のお知らせ

2回目の接種日から、概ね8か月以上経過した**18歳以上**の方が対象です。

◆実施のご案内

2回目の接種が完了している方には、**日時指定**で接種のご案内をします。**1月上旬**から順次予診票等を発送します。ご都合のつかない方は、変更できますので健康福祉課までご連絡ください。

◆日程

日 時	対象者	場 所
1月22日(土) 8:30~15:30	令和3年6月19日までに コロナワクチン接種を2 回終了した 65歳以上 の方	平田村役場 庁舎内
1月23日(日) 8:30~15:30		
1月29日(土) 8:30~15:30		
1月30日(日) 8:30~15:30		

※64歳以下の方及び、65歳以上で令和3年6月20日以降に2回接種を完了した方には、接種対象時期にご案内します。

◆ワクチンの種類

ファイザー社製ワクチンまたは薬事承認されている武田/モデルナ社製ワクチン

◆初回(1・2回)接種と追加(3回目)接種の間隔

- 65歳以上の方…7か月以上
 - 医療・福祉施設従事者以外の64歳以下の方…8か月以上
- 令和3年8月1日までに初回(1・2回)接種を終了している方には3月中に予診票等を送付します。

医療従事者の方へ

医療機関等に勤務し、先行接種を実施した方には、12月から順次、予診票等を発送しています。お手元に届いていない方は健康福祉課までお問い合わせください。

令和3年4月以降に他市町村から平田村に転入した方へ

- 他市町村で2回の接種を完了してから平田村に転入した方
→3回目接種をご希望の際は、接種券等発行の**申請が必要**です。健康福祉課にお問い合わせください。
- 平田村に転入後に、本村で2回目の接種を完了した方
→**申請は不要**です。

1・2回目接種が完了していない方

接種をご希望の際は、健康福祉課にご連絡ください。

健康福祉課 ☎55-3119

後期高齢だより

～「医療費のお知らせ」(医療費通知)について～

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に自己の健康管理と医療に対する関心を高めていただくために、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を、令和4年2月下旬より順次発送しますので、到着しましたら、ご自分の受診状況等について確認をお願いします。なお、対象期間内に医療機関への受診がなかった場合、通知はございません。

「医療費のお知らせ」については、県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。また「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合において、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、補填された金額(高額療養費等)を差し引くなど、ご自身で訂正し、申告してください。なお、医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025